

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-3981-4201

附属機関又は 会議体の名称	平成 24 年度 政策経営会議（第 8 回）	
事務局(担当課)	政策経営部企画課	
開催日時	平成 24 年 8 月 27 日（月） 午後 3 時 30 分～4 時 40 分	
開催場所	区長応接室	
議題	<p>1. 子どもスキップ豊成の開設について</p> <p>2. 豊島区マンション管理推進条例の制定について</p>	
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長・副区長・教育長・政策経営部長・総務部長・施設管理部長・ 企画課長・財政課長・行政経営課長
	説明者	子ども家庭部長、子ども課長、学校施設課長、施設課長、区民部長、 地域区民ひろば課長、建築住宅担当部長、マンション担当課長
	事務局	企画課企画担当係長

審議経過

案件 1 : 子どもスキップ豊成の開設について

(1) 案件の説明

豊成小学校は、全学年が 2 クラスであるとともに日本語学級を併設していること、および校庭が狭いことなどから、子どもスキップの開設が困難な状況にあった。しかし、保護者からの子どもスキップ開設についての強い要望に応えるため、教育委員会並びに豊成小学校と協議を重ね平成 25 年度中に校舎内型での開設が可能との結論を得た。校舎内の施設改修は平成 25 年度の夏季休業中を中心に施工する必要がある、これにかかる設計は今年度中に完了させなければならないため、設計に要する費用を補正予算として第三回区議会定例会に提案いたしたい。

(2) 主な意見と質疑

委員：スキップに移行後、施設の区民ひろばへの移行についてはどうなっているか。

説明者：これをもって、平成 27 年度までにすべての地区で開設の見込みが立つ。

区長：校庭が狭いということであるが、豊成小学校の敷地は 22 ある小学校のなかで何番目なのか。

説明者：6,200 m²ほどあり、敷地の広さとしては普通であるが、各学年 2 クラスずつあり、生徒の人数が多い。

区長：生徒は何人なのか。

説明者：306 人で、小学校のなかで 8 番目である。

教育長：日本語学級が 2 クラスあり、必要学級数としては 14 学級になる。そういう意味で目いっぱい使用していた経緯がある。

区長：どこかにしわ寄せが来るのではないか。

説明者：教材室などがなくなり、外に倉庫を出して使うことで教室を空ける。

区長：これまで目いっぱい聞いていた。これなら以前でも考えることができたのではないか。

説明者：専用の更衣室がなくなってしまう。工夫して利用することになる。

教育長：豊成小学校は全学年 2 学級でやっと落ち着いた。これまでは学級数の大きな変動があったが、校長に努力をお願いし、理解してもらった。

区長：区民ひろばの開設が一番難しいのが区民ひろば豊成と聞いていた。ひろばとしては他と比較して遜色ないのか。

説明者：遜色ない。

区長：区民ひろば豊成の開設はいつごろになるのか。

説明者：来年は区民ひろば上池袋の改修があるため代替え施設として使用し、平成 27 年の 4 月に開設したい。

(3) 結論

①子どもスキップ豊成を校舎内型で来年秋に開設する。

②第三回区議会定例会に設計費の補正予算案を提案する。

案件 2 : 豊島区マンション管理推進条例の制定について

(1) 案件の説明

マンションは、豊島区民の 6 割が居住する主要な居住形態となっている。しかし、ひとつの建物を複数で所有し利用する分譲マンションは、価値観や年齢、所得の異なる区分所有者間での合意形成の難しさ、大規模な建物・設備を維持管理していく上での専門性、賃貸化や利用形態の混在など、戸建て住宅や賃貸マンションとは異なる課題を抱えている。

区、管理組合、区分所有者、マンション居住者等、管理業者、宅地建物取引業者、専門家がそれぞれ取り組む事項について示し、合意形成の円滑化、居住者間および地域とのコミュニティ形成・活性化を図ることにより、マンションの良好な管理を推進することを目的に「豊島区マンション管理推進条例」の制定を第四回区議会定例会に上程いたしたい。

(2) 主な意見と質疑

委員：条例ができた場合、管理状況の届け出をしてもらおうことになるが、実態調査でも反応がなかったマンションもたくさんあるようであり、管理体制をどうしていくのか。

説明者：2 タイプある。管理組合があるが回答ない場合はこちらから働きかける。管理組合がない場合等についてどうするかが課題であり、直接訪問するしかないと考えている。

委員：老朽化マンションをどうするか将来展望は考えているのか。

説明者：現在、マンション管理士派遣制度を設けて活用されている。専門員を派遣してアドバイスをするなどにより動きを進めたい。

委員：防災、防犯は努力義務であるが、防災課等と調整済みか。

説明者：防災の部分については防災課と個別の協議を行ってきている。

区長：マンション条例について先行しているのは中央区だけなのか。

説明者：中央区は本区の集合住宅条例に近い。管理に特化した条例は豊島区が初である。

委員：分譲マンションが対象であるが、賃貸マンションについては、現在検討中の防災基本条例や中高層集合住宅建築物の建築に関する条例の規定によることになるのか。

説明者：中高層集合住宅建築物の建築に関する条例も補強が必要であると考えている。

委員：条例の改正も視野に入れるということか。

説明者：そうである。

委員：分譲マンションについて、オーナーが住んでいればいいが、賃貸化しているケースなどでは、なかなか難しいのではないか。

説明者：区のマンションの特徴のひとつであり、管理に対する関心が低い。オーナーの関心をいかに引き付けるかが大変重要であると考えている。

(3) 結論

「豊島区マンション管理推進条例」を第四回区議会定例会に上程する。

会議の結果	1. 子どもスキップ豊成の開設について	⇒決定
	2. 豊島区マンション管理推進条例の制定について	⇒決定

提出された資料等	<ol style="list-style-type: none">1. 豊成小学校施設配置図 豊成小学校施設配置図（配置変更計画図） 豊成小学校施設配置図（配置変更完了図） 工事内容、費用概算及び開設スケジュール2. (仮称) 豊島区マンション管理推進条例（素案）の制定について 豊島区マンション管理推進条例（素案） 「(仮称) 豊島区マンション管理推進条例」制定スケジュール 豊島区マンション適正管理推進会議委員名簿 豊島区分譲マンション実態調査報告書（概要版）
----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------